

青森県報

号外第九十三号

平成二十九年
十月三十日
(月曜日)

目次

告 示

○休猟区の指定……………(自然保護課) ……一
○特定猟具使用禁止区域の指定……………(同) ……二

告 示

青森県告示第七百五十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十四条第一項の規定により次のとおり休猟区を指定するので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 名称 瀬戸子休猟区
- 二 区域

青森市大字瀬戸子地内内真部山国有林青森森林管理署二〇、二一、二三、二四、二五、二七林班及び二九林班から四四林班までの区域一円。(図面は別図一のとおり)

3 存続期間

平成二十九年十一月一日から
平成三十二年十月三十一日まで

- 二 名称 平館休猟区

2 区域

東津軽郡外ヶ浜町字平館地内長屋形国有林青森森林管理署五〇五林班から五一二林班まで及び五一四林班から五一八林班までの区域一円。(図面は別図二のとおり)

3 存続期間

平成二十九年十一月一日から
平成三十二年十月三十一日まで

- 三 名称 尾開山休猟区
- 二 区域

弘前市大字小栗山内広域農道と林道沢田線との交点を起点とし、同点から同農道を北東に進みJR奥羽本線との交点に至り、同点から同線を南東に進み弘前市と大鰐町の行政界との交点に至り、同点から同行政界を南西に進み林道沢田線との交点に至り、同点から同林道を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図三のとおり)

3 存続期間

平成二十九年十一月一日から
平成三十二年十月三十一日まで

- 四 名称 大秋休猟区
- 二 区域

中津軽郡西目屋村大字大秋地内国有林津軽森林管理署一九四林班から一九七林班まで及び一九九林班から二〇三林班の区域一円及び同国有林津軽森林管理署一九九林班内の民有林一三六林班に小班全部。(図面は別図四のとおり)

3 存続期間

平成二十九年十一月一日から
平成三十二年十月三十一日まで

- 五 名称 三戸田子休猟区
- 二 区域

三戸郡田子町大字相米字館越地内町道天神堂線と国道一〇四号との交点を起点とし、同点から同国道を東に進み県道田子十和田線との交点に至り、同点から同県道を北東に進み町道清水頭長坂線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道長坂下丹内線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道下丹内古屋敷

ら同町道を東に進み町道甲地狼ノ沢線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道御料田ノ沢線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道浜台舟ヶ沢線との交点に至り、同点から同町道を南南東に進み町道舟ヶ沢一号线との交点に至り、同点から同町道を南南東に進み湖岸堤との交点に至り、同点から同湖岸堤を南西に進み上北町と東北町の行政界との交点に至り、同点から同行政界を西に進み町道蓼内田ノ沢線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道甲地鶴ヶ崎線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図九のとおり)

3 存続期間

平成二十九年十一月一日から

平成三十二年十月三十一日まで

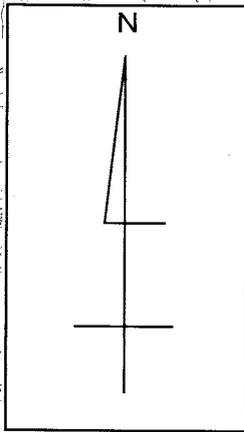
11 名称 新山休猟区

2 区域

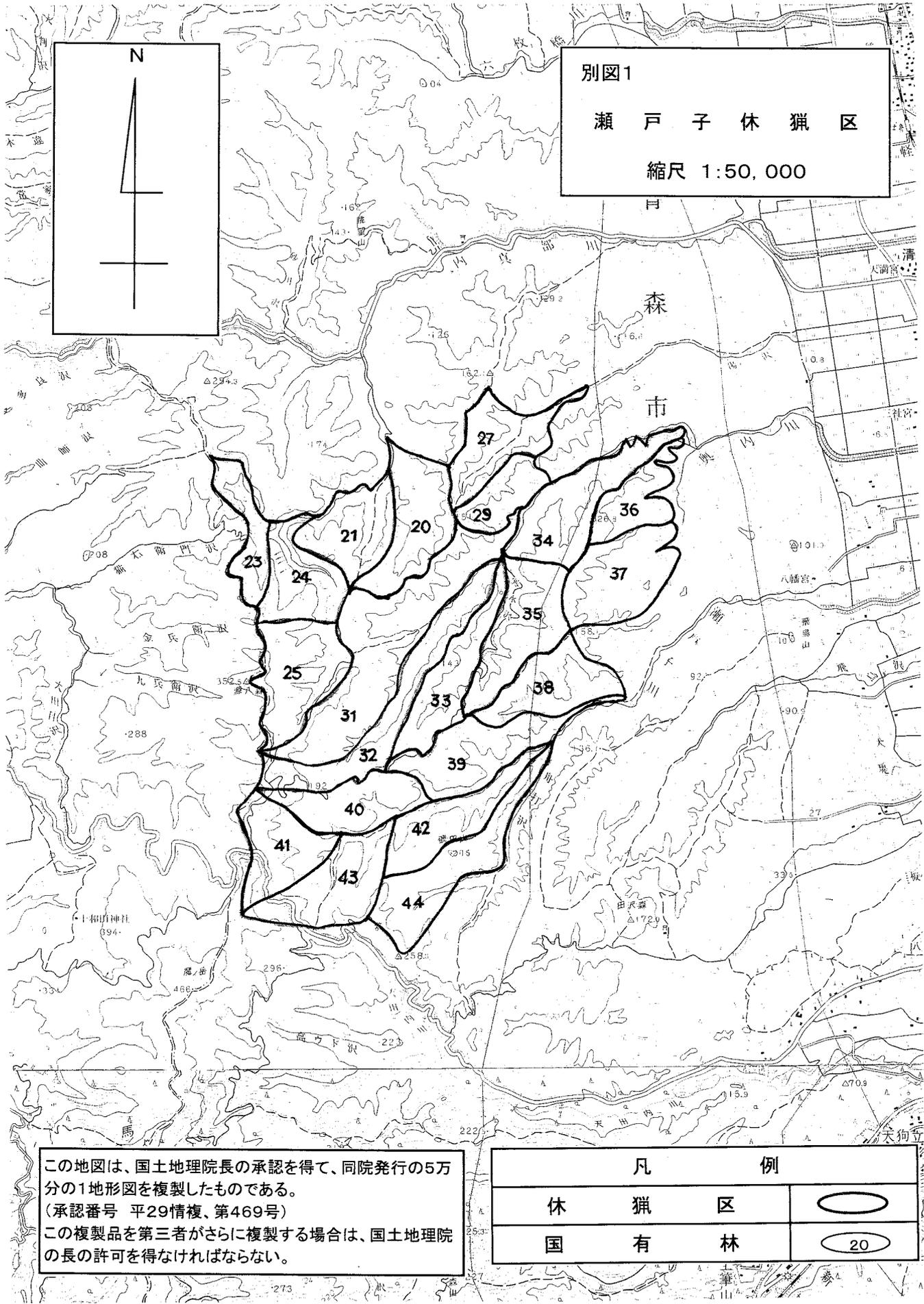
上北郡東北町大字上野地内県道七戸上北町停車場線と町道三四号線との交点を起点とし、同点から同町道を南東に進み町道三三九号線との交点に至り、同点から町道三三九号線を東に進み県道折茂上北町停車場線との交点に至り、同点から同県道を南に進み町道五二七号線との交点に至り、同点から町道五二七号線を南西に進み町道五二八号線との交点に至り、同点から町道五二八号線を南西に進み町道三六八号線との交点に至り、同点から町道三六八号線を西に進み十和田市と東北町の行政界との交点に至り、同点から同行政界を南西に進み町道三六九号線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道三六七号線との交点に至り、同点から町道三六七号線を北西に進み町道三六六号線との交点に至り、同点から町道三六六号線を南西に進み町道三七八号線との交点に至り、同点から町道三七八号線を北東に進み県道上野十和田線との交点に至り、同点から同県道を南西に進み町道一六三号線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道一六四号線との交点に至り、同点から町道一六四号線を南西に進み町道一六一号線との交点に至り、同点から町道一六一号線を南に進み町道一五五号線との交点に至り、同点から町道一五五号線を西に進み町道一五六号線との交点に至り、同点から町道一五六号線を北西に進み県道七戸上北町停車場線との交点に至り、同点から同県道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別紙十のとおり)

3 存続期間

平成二十九年十一月一日から
平成三十二年十月三十一日まで



別図1
 瀬戸子休猟区
 縮尺 1:50,000



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
 (承認番号 平29情複、第469号)
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

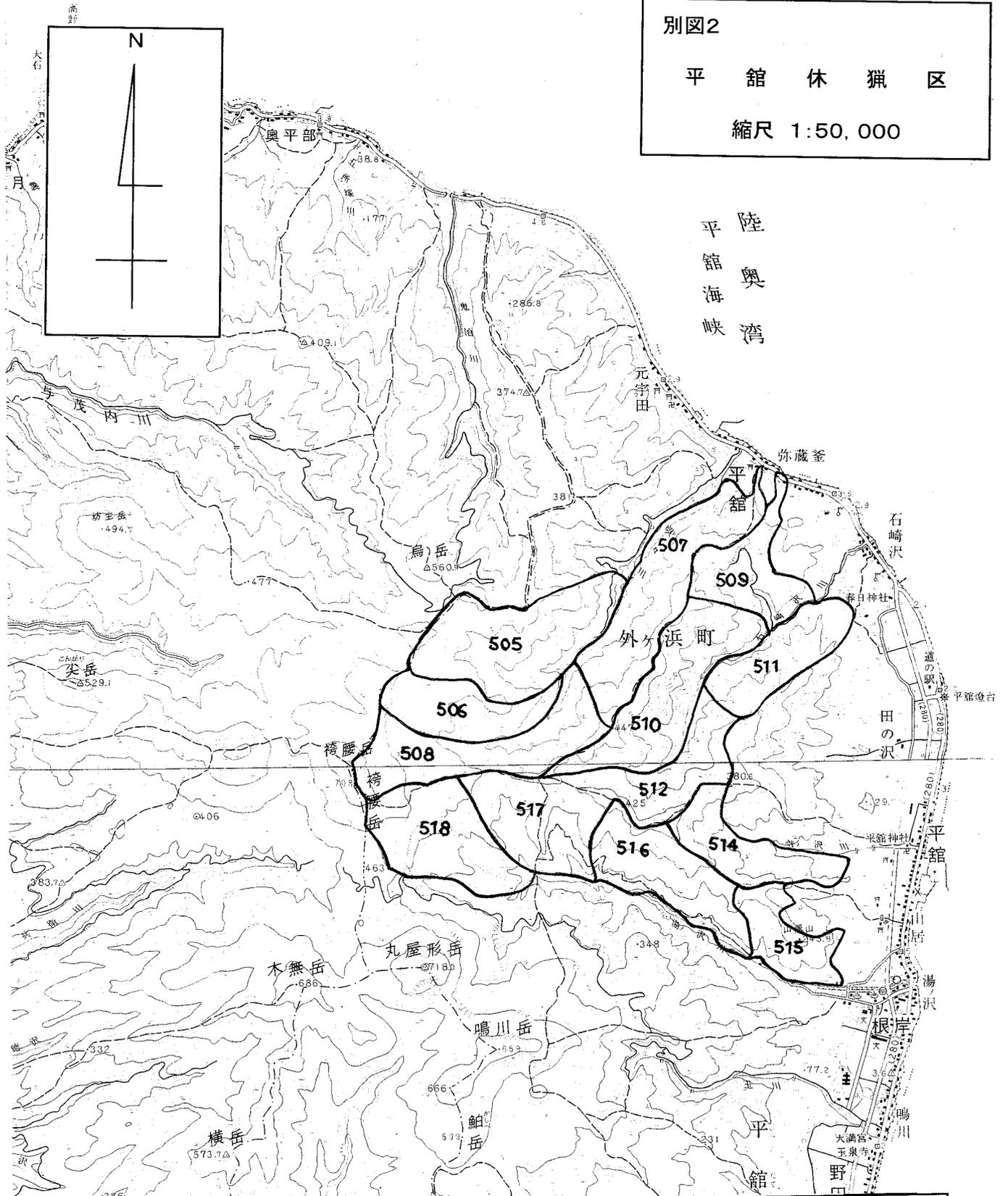
| 凡 例 | |
|-------|--|
| 休 猟 区 | |
| 国 有 林 | |

別図2

平 館 休 獵 区

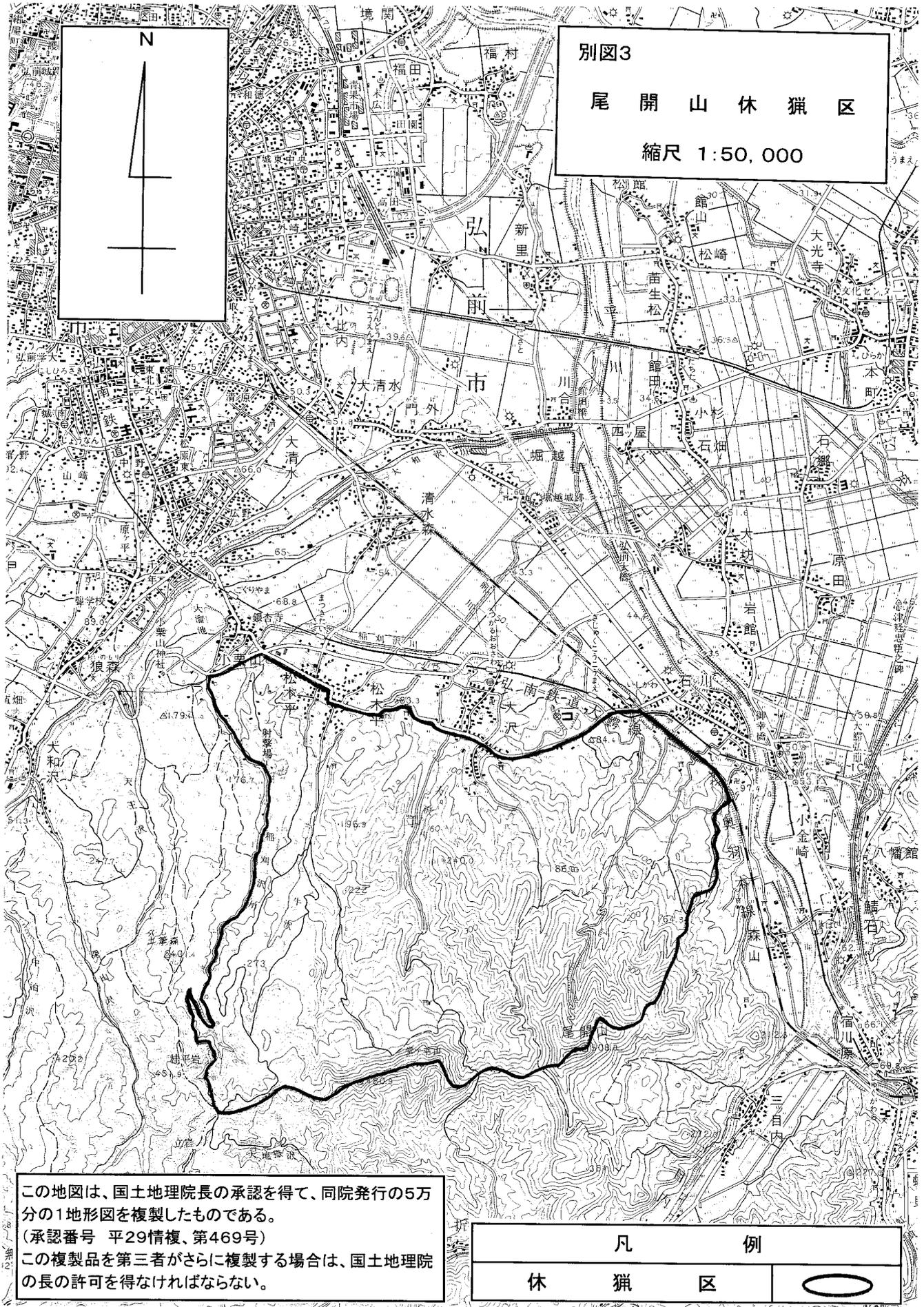
縮尺 1:50,000

陸 奥
平 館 海 峡 湾



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
 (承認番号 平29情複、第469号)
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

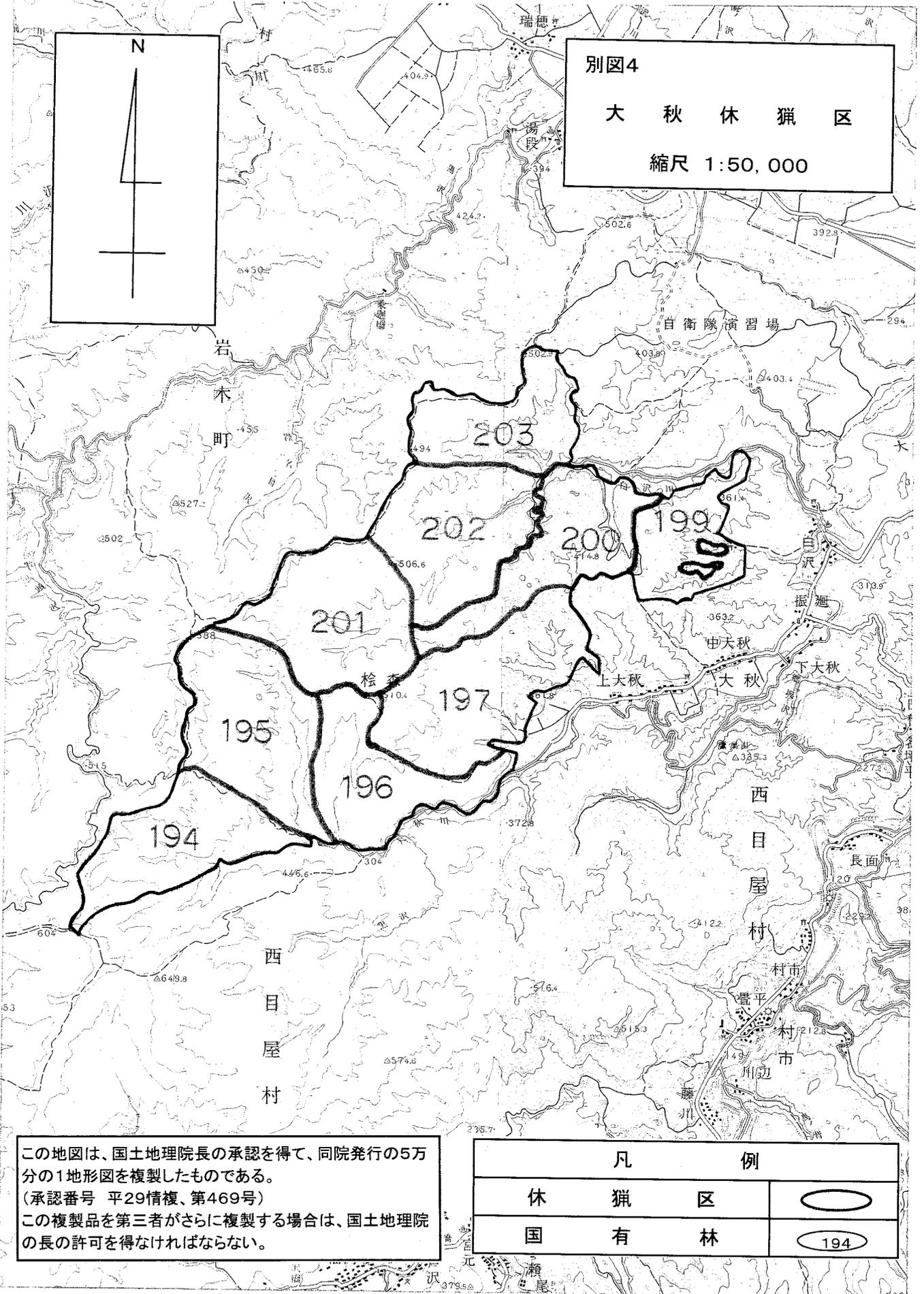
| 凡 例 | |
|-------|--|
| 休 獵 区 | |
| 国 有 林 | |



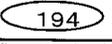
別図3
尾開山休猟区
縮尺 1:50,000

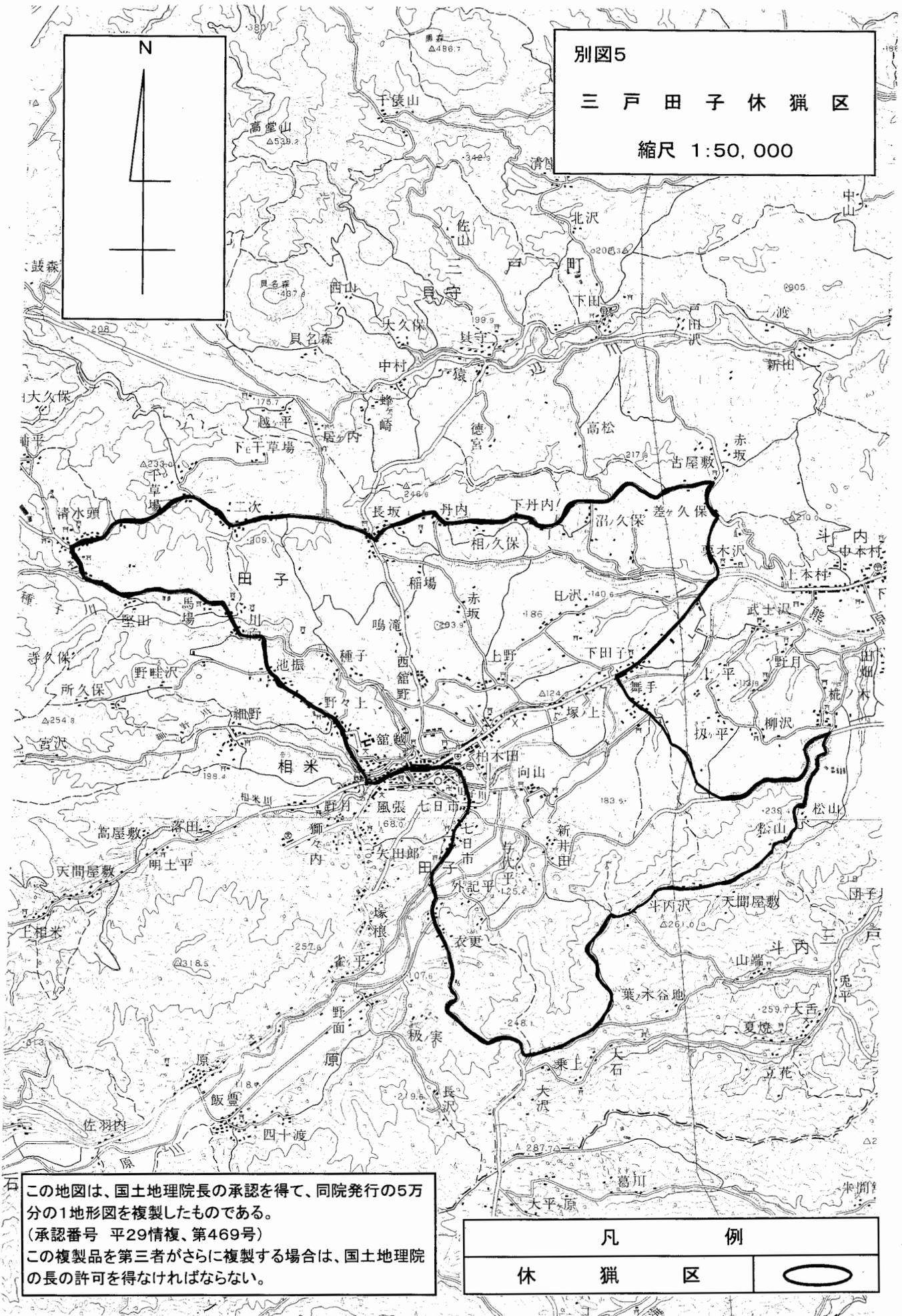
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
(承認番号 平29情複、第469号)
この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

| | |
|-------|---|
| 凡 例 | |
| 休 猟 区 |  |



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
 (承認番号 平29情複、第469号)
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

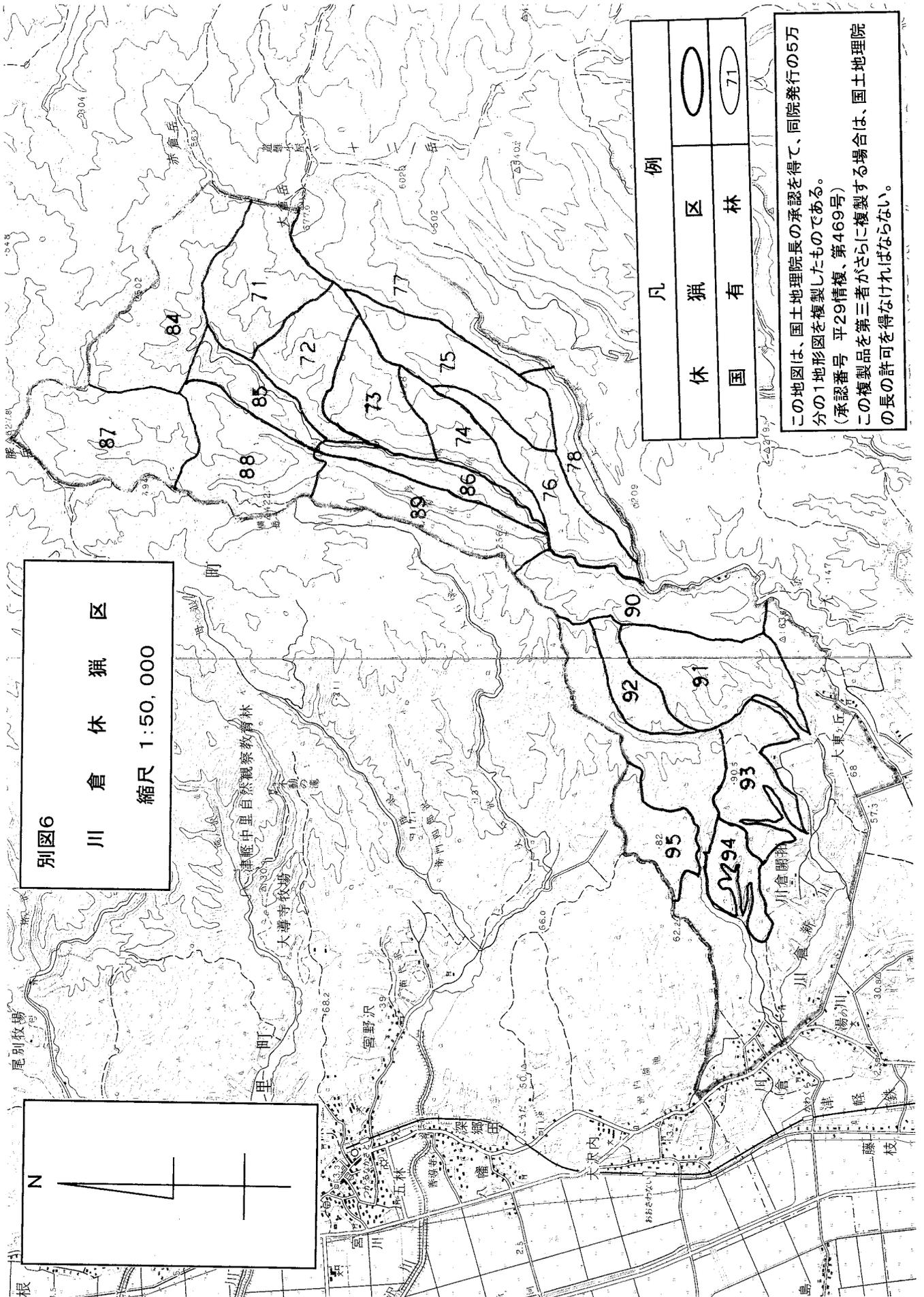
| 凡 例 | |
|-------|---|
| 休 猟 区 |  |
| 国 有 林 |  |



別図5
三戸田子休猟区
縮尺 1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
(承認番号 平29情複、第469号)
この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

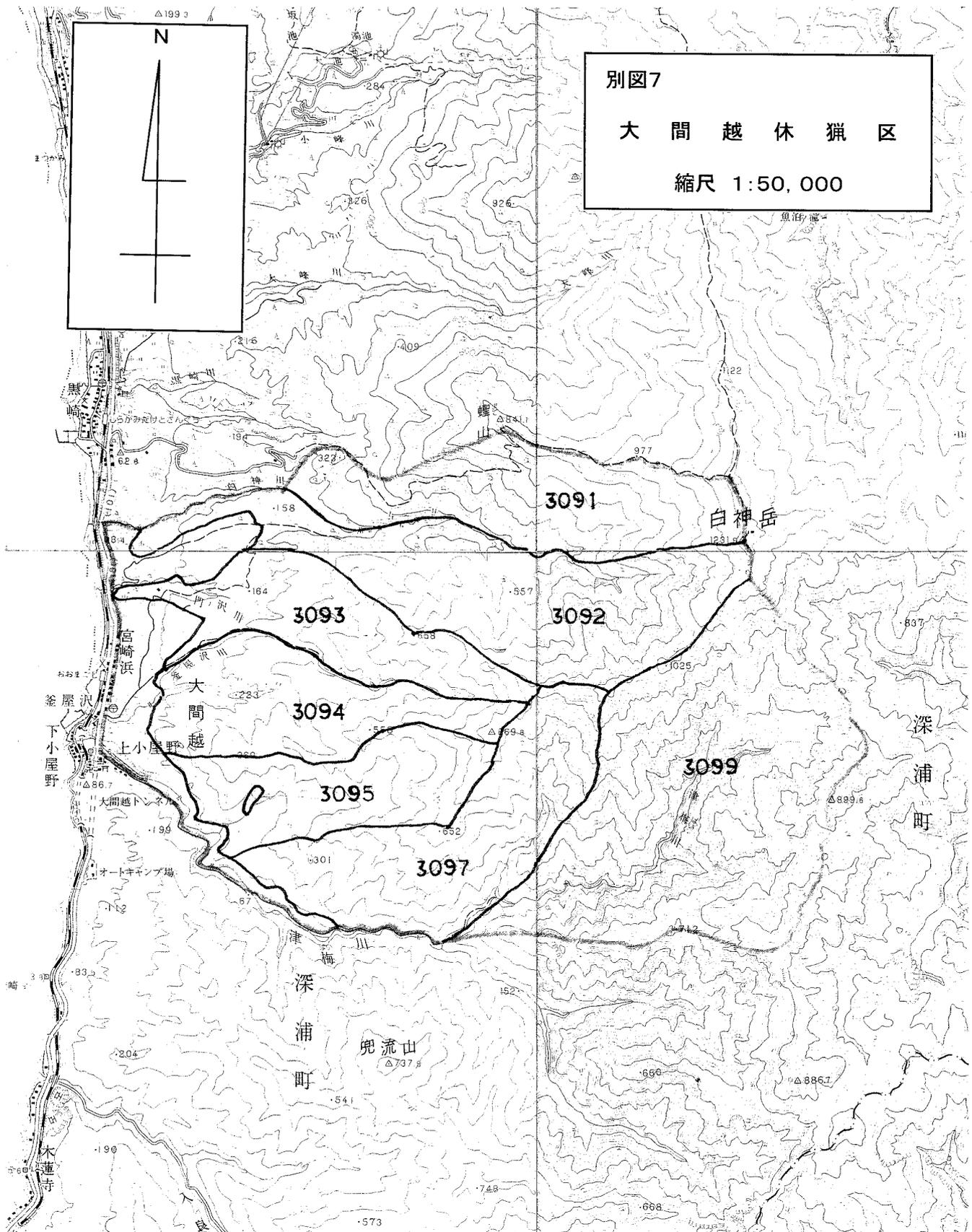
| | |
|-------|---|
| 凡 | 例 |
| 休 獵 区 |  |



別図6
川 倉 休 猟 区
縮尺 1:50,000

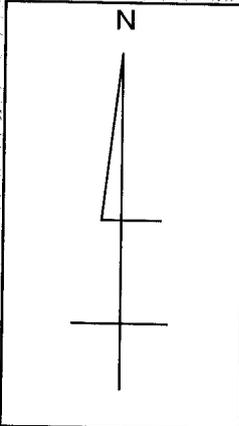
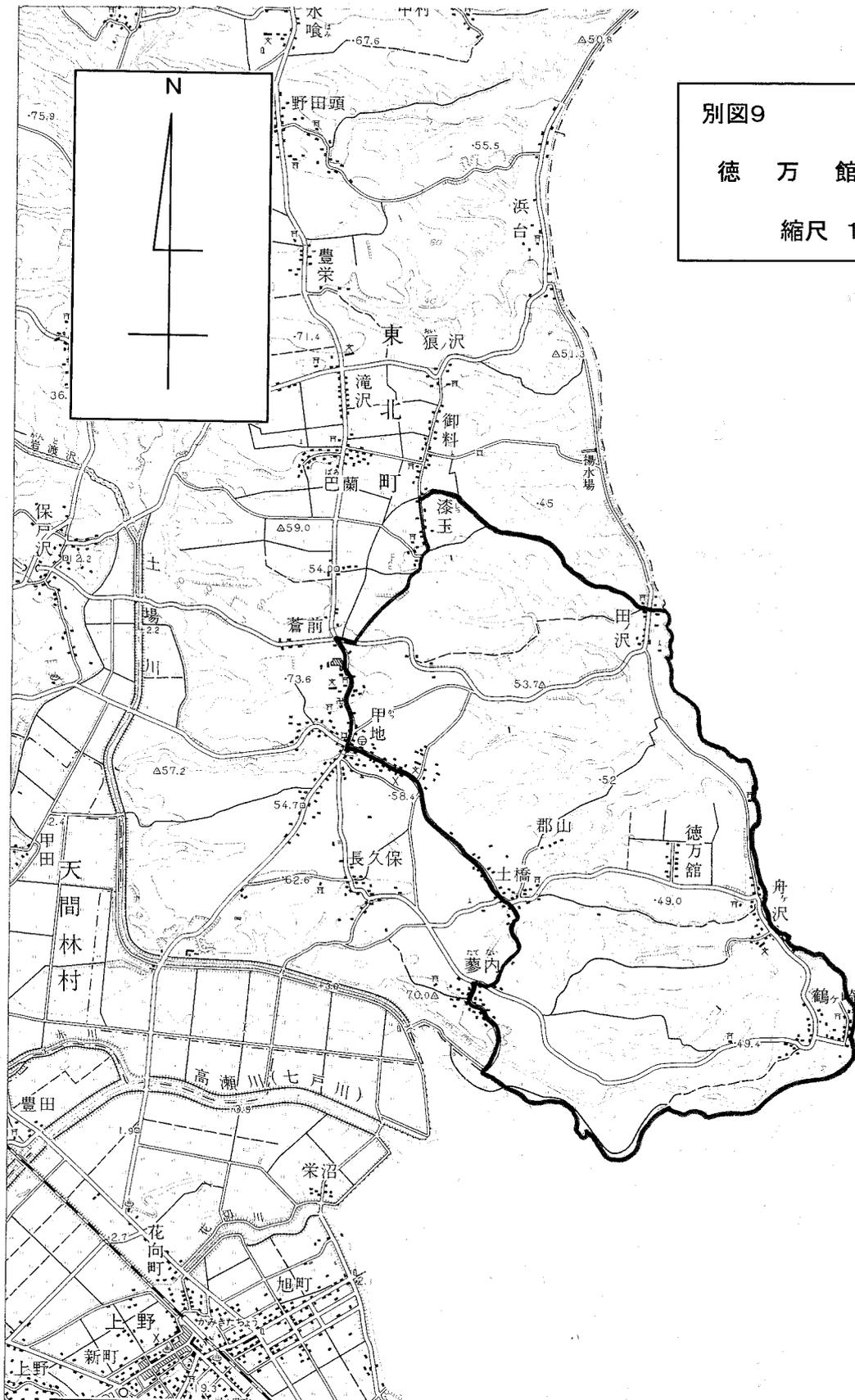
| 凡 例 | |
|-------|--------|
| 休 猟 区 | ○ |
| 国 有 林 | ○ (71) |

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万
分の1地形図を複製したものである。
(承認番号 平29情植、第469号)
この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院
の長の許可を得なければならぬ。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
(承認番号 平29情複、第469号)
この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

| 凡 例 | |
|-------|--|
| 休 猟 区 | |
| 国 有 林 | |

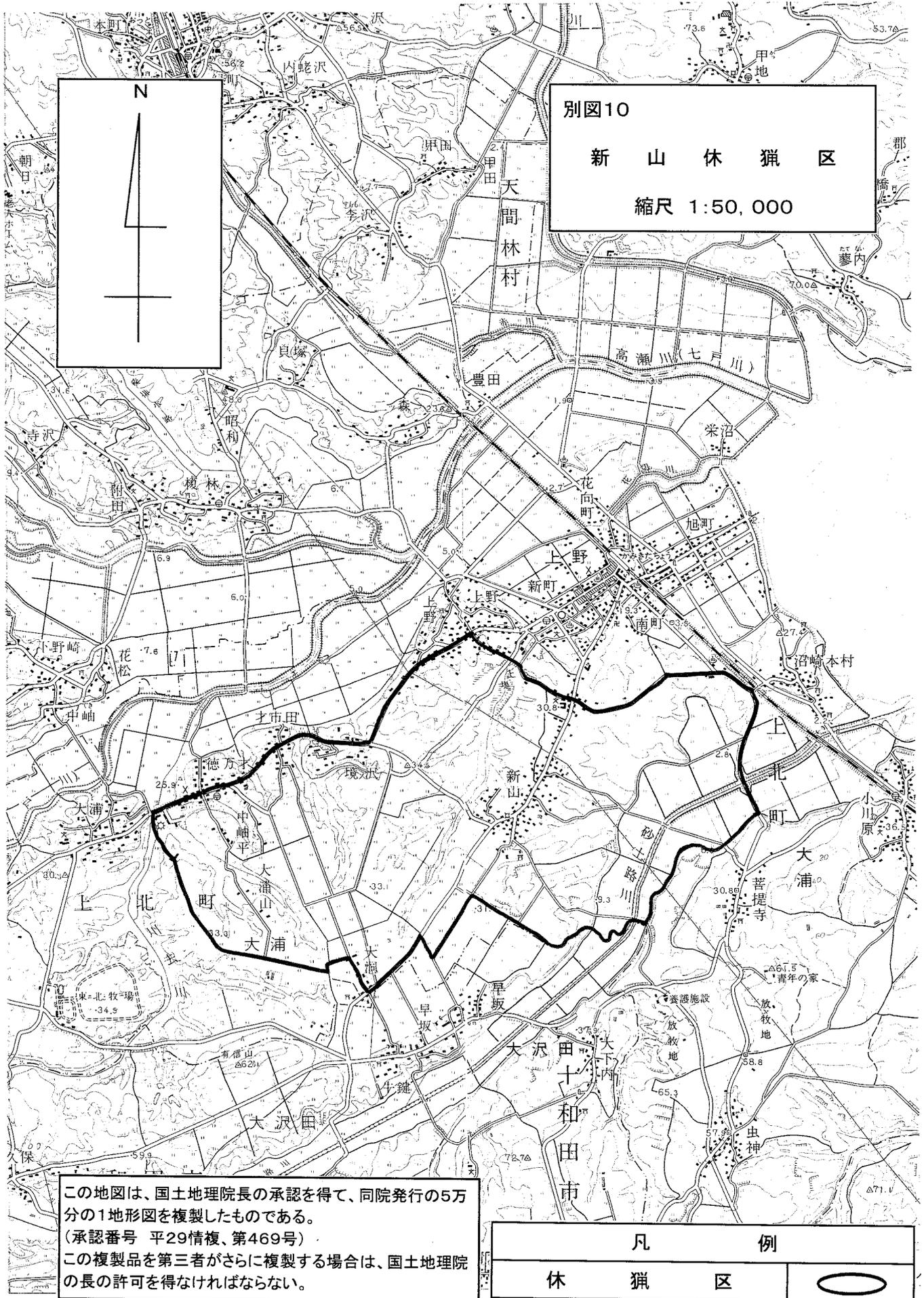


別図9
徳万館休猟区
縮尺 1:50,000

小
川
原
湖

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
(承認番号 平29情複、第469号)
この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

| | |
|-------|--|
| 凡 例 | |
| 休 猟 区 | |



別図10
 新 山 休 猟 区
 縮 尺 1 : 50 , 000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
 (承認番号 平29情複、第469号)
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

| | |
|-------|---|
| 凡 例 | |
| 休 猟 区 | ○ |

青森県告示第七百五十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第十二項において読み替えて準用する同法第三十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名 称 三内特定猟具使用禁止区域（銃）

2 区 域

青森市大字三内地内国道七号（青森環状道路）と市道滝内孫内線との交点を起点とし、同点から同市道を南西に進み市道新城中学校通り線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道松岡跨線橋と国道七号（青森環状道路）との交点に至り、同点から同国道を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図一のとおり）

3 存続期間

平成二十九年十一月一日から

平成三十九年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

二 名 称 杉館特定猟具使用禁止区域（銃）

2 区 域

平川市杉館地内市道大光寺杉館線と引座川右岸堤防との交点を起点として、同点から同市道を南東に進み引座川左岸堤防との交点に至り、同点から同川左岸堤防を北西に進み松館東川原田と松館西川原田との交点に至り、同点から北東に進み引座川右岸堤防の同市日沼と同市杉館の境界に至り、同点から同川右岸堤防を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図二のとおり）

3 存続期間

平成二十九年十一月一日から

平成三十九年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

三 名 称 市野沢特定猟具使用禁止区域（銃）

2 区 域

八戸市南郷大字市野沢字三合山内主要地方道名川階上線と市道赤坂忍山線との交点を起点とし、同点から同市道を南東に進み市道三合山忍山線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道東二号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み主要地方道名川階上線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図三のとおり）

3 存続期間

平成二十九年十一月一日から

平成三十九年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

四 名 称 蛭川特定猟具使用禁止区域（銃）

2 区 域

三戸郡五戸町字花道川原内主要地方道橋向五戸線と県道五戸六戸線との交点を起点とし、同点から同県道を北東に進み県道五戸下田停車場線との交点に至り、同点から同県道を北東に進み町道大森佐野線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道戸上市川兔内線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み主要地方道橋向五戸線との交点に至り、同主要道を西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図四のとおり）

3 存続期間

平成二十九年十一月一日から

平成三十九年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

五 名 称 豊間内特定猟具使用禁止区域（銃）

2 区 域

三戸郡五戸町大字扇田寺沢前地内県道野沢岩ノ脇線と国道四五四号との交点を起点とし、同点から同国道を北東に進み五戸町と八戸市の行政界との交点に至り、同点から同行政界を南西に進み五戸町町道水路線との交点に至り、同点から

同町道を南西に進み県道苦米地兔内線との交点に至り、同点から同県道を南西に進み町道岩ノ脇前田線との交点に至り、同町道を南東に進み県道野沢岩ノ脇線との交点に至り、同点から同町道を西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。
 (図面は別図五のとおり)

3 存続期間

平成二十九年十一月一日から
 平成三十九年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

六1 名称 赤保内特定猟具使用禁止区域(銃)

2 区域

三戸郡階上町大字角柄折字大渡地内町道大渡東平線と国道四五号との交点を起点とし、同点から同国道を南東に進み町道耳ヶ吠茨島下線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道茨島下蒼前線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道耳ヶ吠応物寺線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道蝙蝠正部家線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道鳥屋部正部家線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道東平正部家線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道正部家前石橋線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道東平正部家線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道大渡東平線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。
 (図面は別図六のとおり)

3 存続期間

平成二十九年十一月一日から
 平成三十九年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

七1 名称 戸来特定猟具使用禁止区域(銃)

2 区域

三戸郡新郷村大字戸来字中野平地内県道戸来十和田線と国道四五四号との交点を起点とし、同点から同国道を南西に進み村道館神女ヶ崎線との交点に至り、同点から同村道を西に進み県道石無坂鹿田線との交点に至り、同点から同県道を東

に進み県道戸来十和田線との交点に至り、同点から同県道を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図七のとおり)

3 存続期間

平成二十九年十一月一日から
 平成三十九年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

八1 名称 佐助川特定猟具使用禁止区域(銃)

2 区域

むつ市大畑町木野部地内国道二七九号と大沢目沢との交点を起点とし、同点から同沢を西に進みむつ市大畑町地内佐藤ヶ平国有林下北森林管理署二〇九四林班と民有林の境界及び木野部林道との交点に至り、同点から同境界を北西に進み同国有林二〇九三林班と民有林の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み小赤川林道との交点に至り、同点から同林道を東に進み同市大畑町大赤川二九番地四三と同二九番地五一の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み同二九番地四三と同二九番地八七の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み、同二九番地四三と同二九番地四一の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み、むつ市と風間浦村の行政界との交点に至り、同行政界を東に進み国道二七九号との交点に至り、同点から同国道を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図八のとおり)

3 存続期間

平成二十九年十一月一日から
 平成三十九年十月三十一日まで

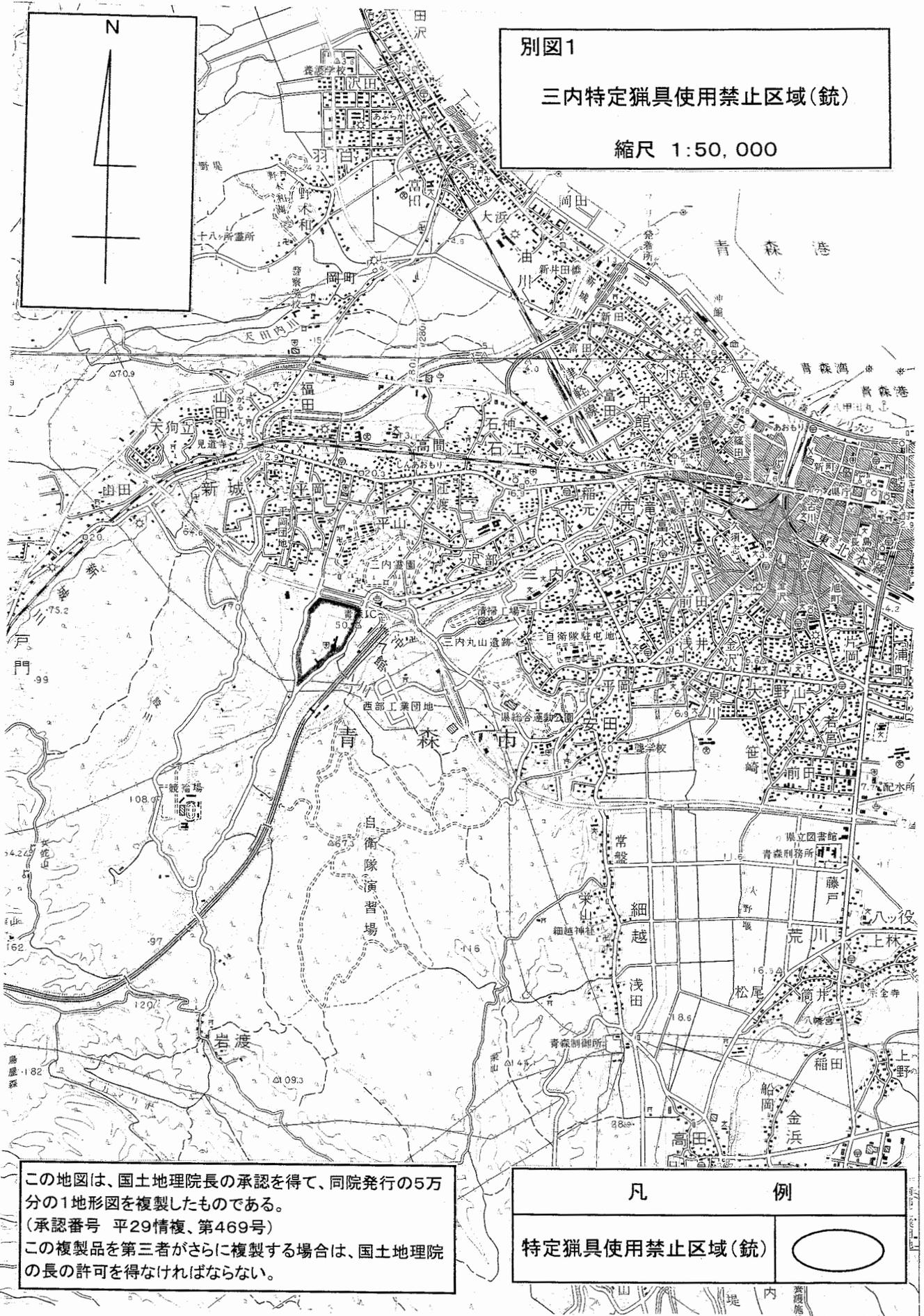
4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

別図1

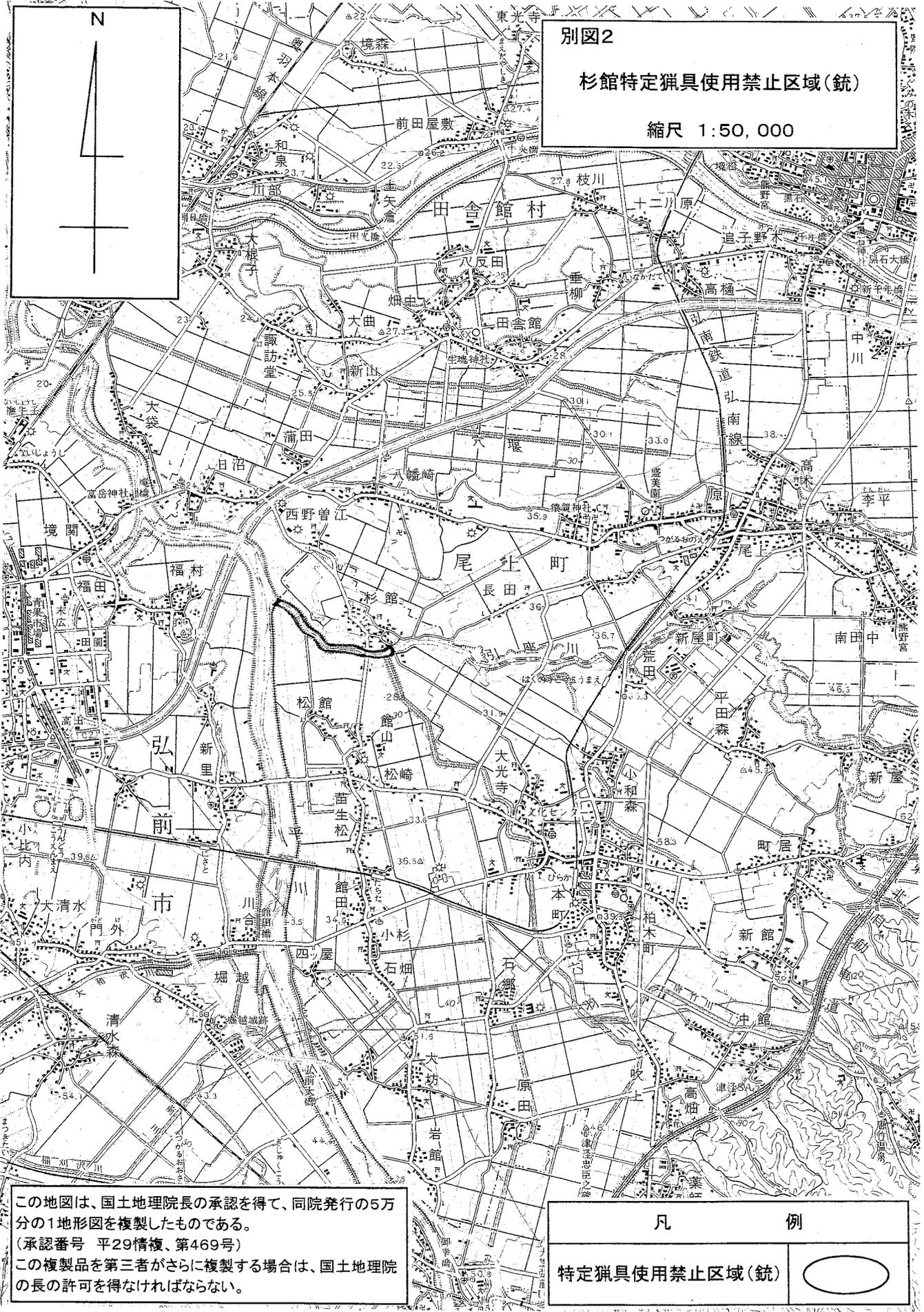
三内特定猟具使用禁止区域(銃)

縮尺 1:50,000



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
 (承認番号 平29情複、第469号)
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

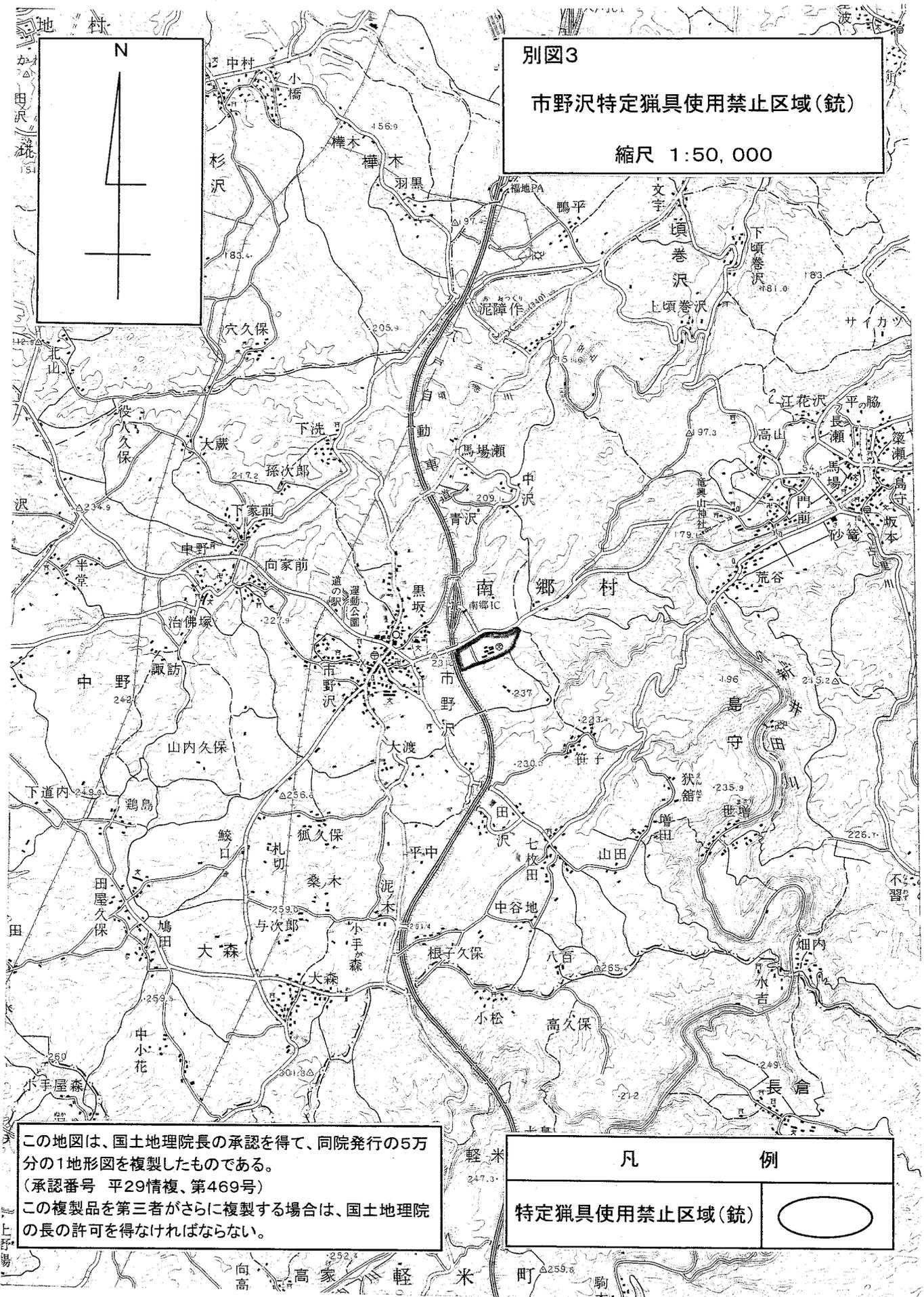
| 凡 例 | |
|---------------|--|
| 特定猟具使用禁止区域(銃) | |



別図2
 杉館特定猟具使用禁止区域(銃)
 縮尺 1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
 (承認番号 平29情複、第469号)
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

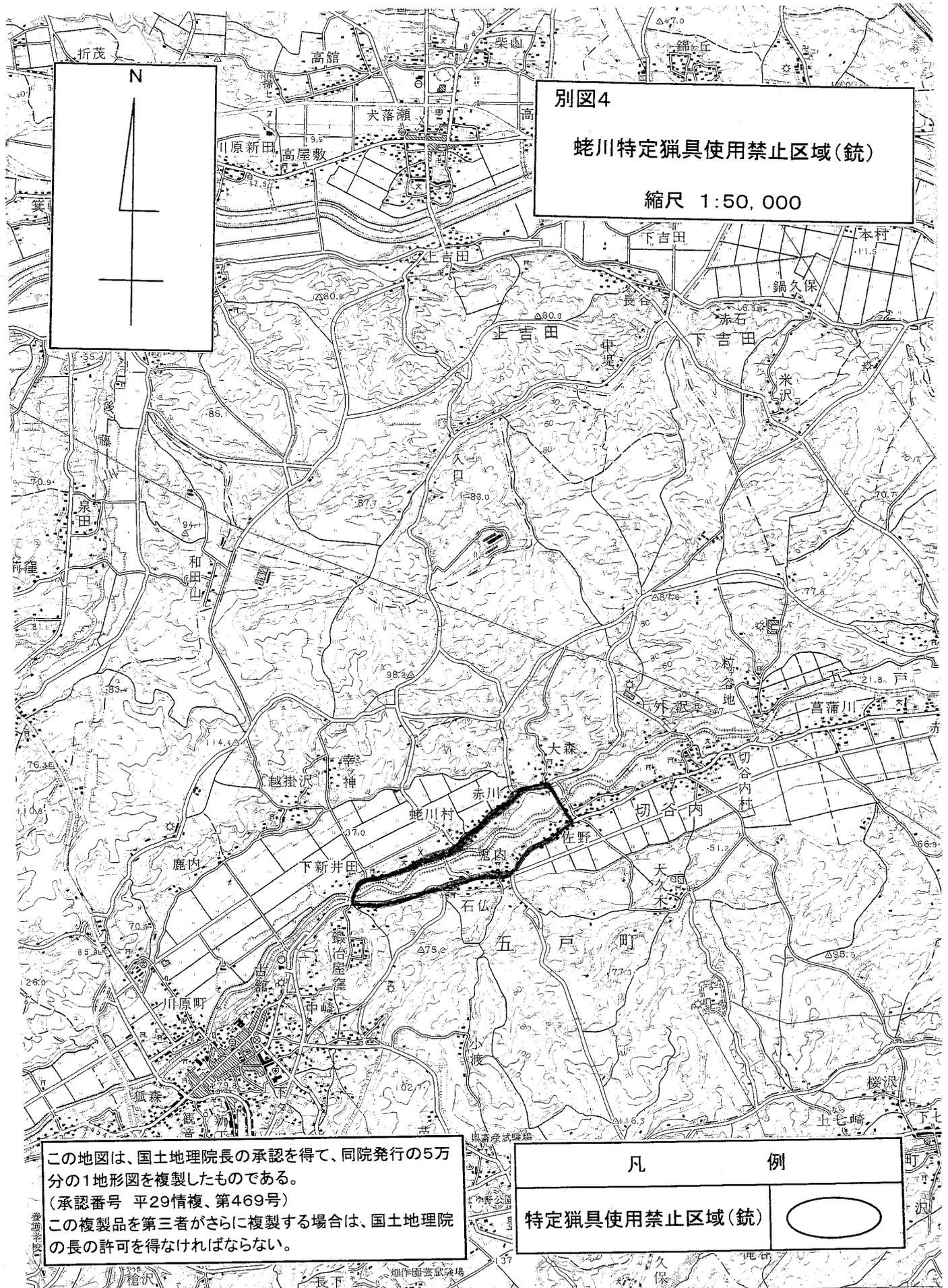
| 凡 | 例 |
|---------------|---|
| 特定猟具使用禁止区域(銃) | |



別図3
市野沢特定猟具使用禁止区域(銃)
 縮尺 1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
 (承認番号 平29情複、第469号)
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

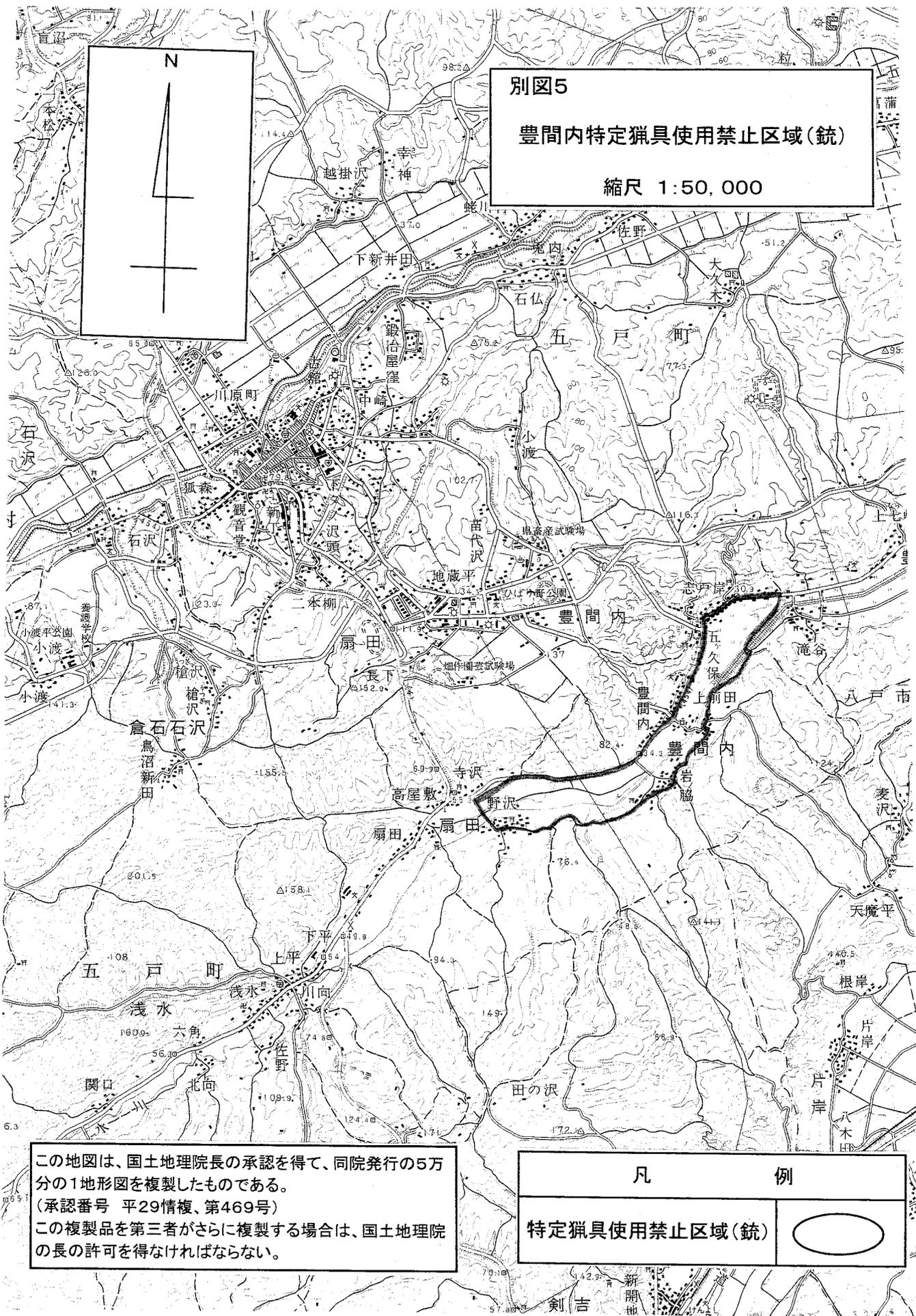
| 凡 | 例 |
|---------------|---|
| 特定猟具使用禁止区域(銃) | |



別図4
 蛭川特定猟具使用禁止区域(銃)
 縮尺 1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
 (承認番号 平29情複、第469号)
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

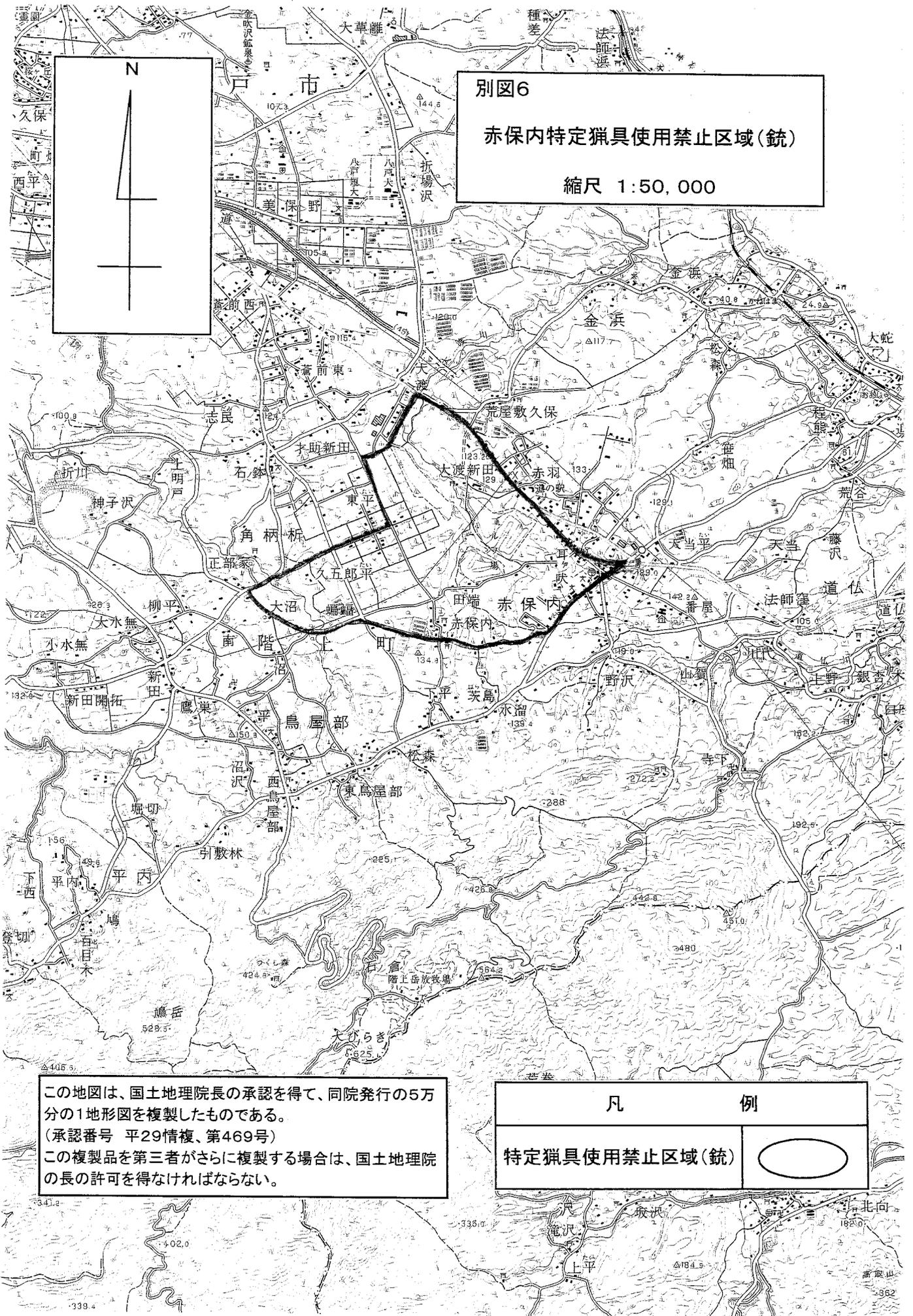
| 凡 | 例 |
|---------------|---|
| 特定猟具使用禁止区域(銃) | |



別図5
豊間内特定猟具使用禁止区域(銃)
 縮尺 1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
 (承認番号 平29情複、第469号)
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

| 凡 | 例 |
|---------------|---|
| 特定猟具使用禁止区域(銃) | |

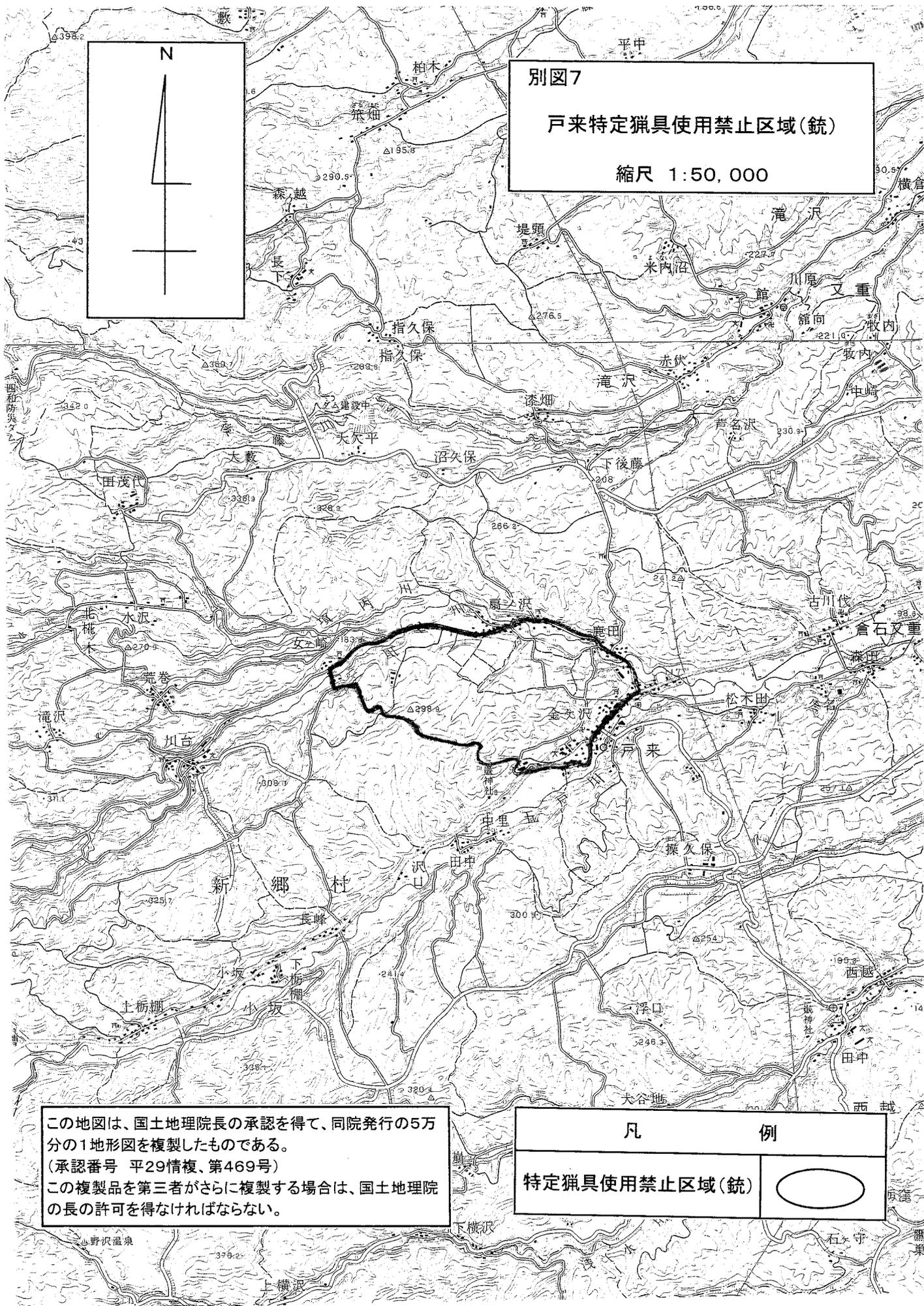


別図6
赤保内特定猟具使用禁止区域(銃)

縮尺 1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
(承認番号 平29情複、第469号)
この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

| 凡 | 例 |
|---------------|---|
| 特定猟具使用禁止区域(銃) | |



別図7
 戸来特定猟具使用禁止区域(銃)
 縮尺 1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
 (承認番号 平29情複、第469号)
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

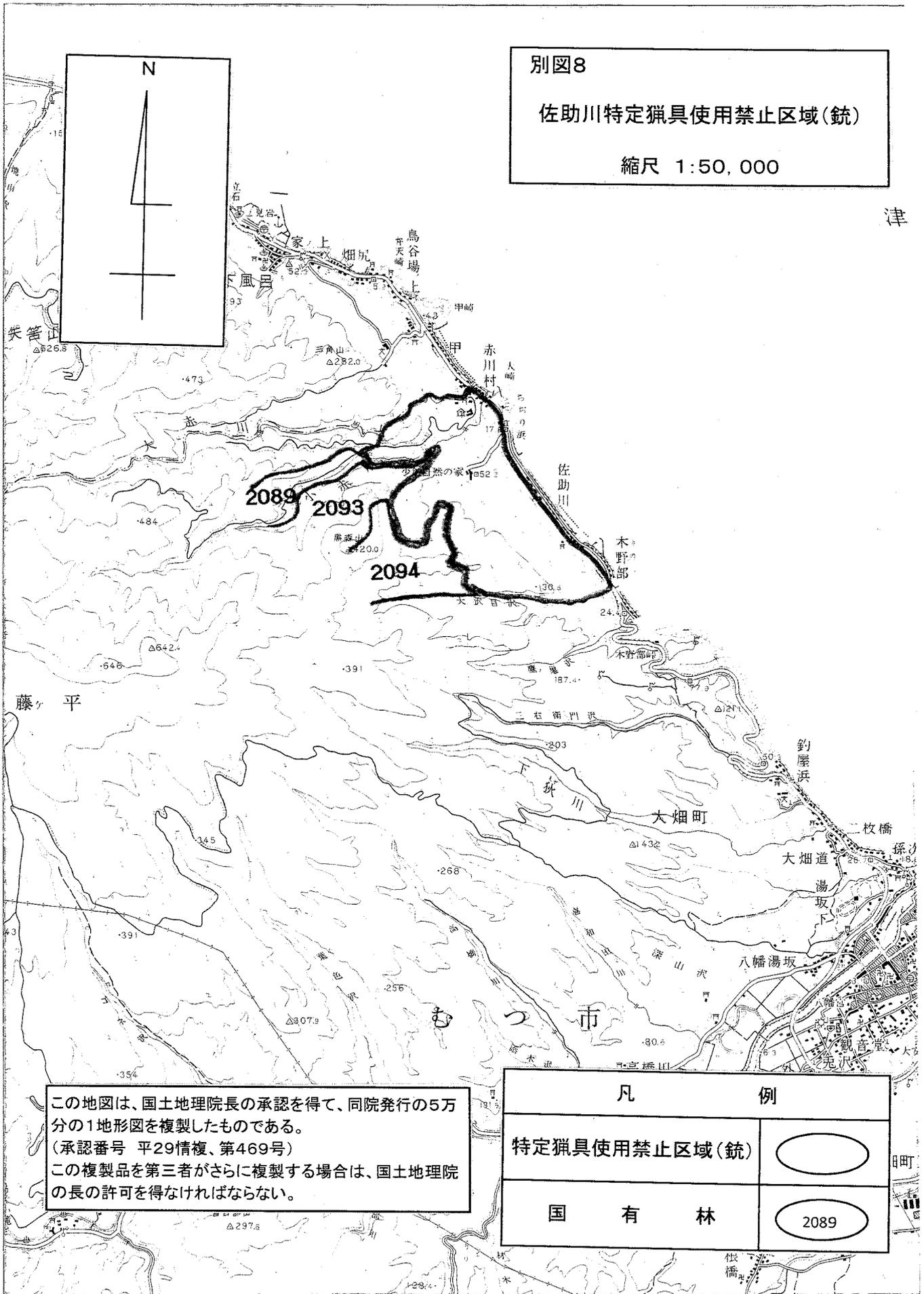
| 凡 | 例 |
|---------------|---|
| 特定猟具使用禁止区域(銃) | |

別図8

佐助川特定猟具使用禁止区域(銃)

縮尺 1:50,000

津



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。
 (承認番号 平29情複、第469号)
 この複製品を第三者がさらに複製する場合は、国土地理院の長の許可を得なければならない。

| 凡 例 | |
|---------------|--|
| 特定猟具使用禁止区域(銃) | |
| 国 有 林 | |

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭